

千葉県報

号外
令和7年2月25日

主要目次

人事委員会規則	一
職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	

人事委員会規則

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年二月二十五日

千葉県人事委員会規則第一号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用上級試験の項中「一般行政B」を「一般行政B
一般行政C」に改める。

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用上級試験	
一般行政A 心理 児童指導員 農業 林業 水産 畜産 農業土木 土木 建築 化学 電気 機械	一般行政B 口述試験 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査
大学卒業の程度	

一般行政C	論文試験 適性検査 受験資格等の調査
基礎能力検査 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査	

別表第二警察官採用試験の項中「教養試験」を「教養試験
基礎能力検査」に改め、同表の備考中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 基礎能力検査とは、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査をいう。

別表第三職員採用上級試験の項中「一般行政A」を「一般行政A
一般行政C」に改め、同表警察官採用試験の項中「三十三歳」及び「三十歳」を「三十五歳」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八